

# 岸和田市立新福祉総合センター基本計画 概要版

## ■経過

昭和 48 年 10 月、「市民福祉の拠点」として福祉総合センターがオープン

- 平成 2 年度～14 年度 「市街地再開発事業」の調査・検討
- 平成 15 年度～ 「公共・公益施設の更新」「再配置」の検討（全庁的な視点で）
- 平成 17 年度～18 年度 「事業企画提案方式（プロポーザル方式）」の検討



上記の検討等は事業化に至らず、平成 23 年 3 月策定の「福祉総合センター等敷地活用に向けた予備調査」を受け、「敷地活用」と「福祉総合センター整備」は個別に考える方針に転換

## ■整備の目的、基本方針

建築後 40 年が経過し老朽化が顕著であり、利用者の活動及び安全性確保のため、早期に整備が必要。なお、整備にあたり、「岸和田市公共施設のあり方に関する基本方針」を踏まえ、次の方針を前提とする。

- 急速な高齢化の進行を見通し、現施設本館の老人福祉センターとしての機能と、地域福祉推進のための拠点としての機能の充実を図る。
- 知的障害児通園施設「パピースクール」（分館）、肢体不自由児施設「いながわ療育園」（岸野町）は、障害児総合通園施設として施設内に統合（老朽化、総合的療育の必要性、施設機能強化、FM の観点）
- 勤労者・障害者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ）は、施設内に統合（機能回復・機能維持、健康管理、交流・集会等の類似機能集約、FM の観点）
- 整備場所は、現福祉総合センターの敷地の一部を活用
- 工事期間中、現在の施設機能をできるだけ低下させないよう、現在の施設の一部を利用可能とする。
- 敷地の一部が市庁舎移転の有力候補地にもなっていることを考慮し、整合性を図りながら進める。

## ■基本理念

『ふれあいとつながりで 市民だれもが いきいきと安心して暮らせるように  
福祉の向上を図るための拠点施設』

- 市民だれもが、地域で自立して暮らせるように、相談や福祉に関する情報提供の拠点として「安心」を支える施設。
- 市民だれもが相互にふれあい、スポーツや趣味・学習活動を通し、いきがづくりや仲間づくりの「交流」を応援する施設。
- 障害のある児童が、将来に向けて「自立」した生活を送ることができるように、相談・指導や訓練、学びなど発達を支援する施設。
- 市民が主体となり、協働と連携による地域福祉活動を推進することができるように、「きずな」を深めることができる施設。
- 「人権を尊重」し、誰にも使いやすいユニバーサルデザインに基づく施設。
- 災害発生時、高齢者や障害のある方も安心して避難することができる福祉避難所の機能も有した「防災」の拠点になる施設。

## ■役割と基本的機能

【基本理念キーワード】

安心  
元気  
交流  
自立  
きずな  
共に生きる  
自治  
心豊か  
人権尊重



【施設の役割】

- 高齢者福祉の拠点
- 障害者福祉の拠点
- 障害児発達支援の拠点
- 地域福祉推進の拠点
- 市民活動推進の拠点
- 防災の拠点



【施設の基本的機能】

総合相談、情報提供・発信  
健康増進、機能回復・維持  
交流・集会  
障害者・児支援、障害児発達支援  
市民活動推進  
人材育成、学習  
権利擁護  
福祉避難所  
（災害ボランティアセンター）

## ■施設・設備設置の考え方

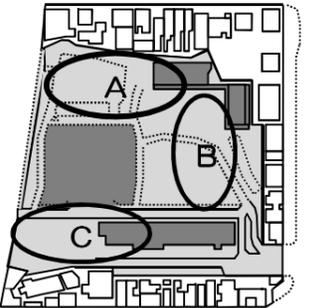
- ・高齢者・障害者に配慮したユニバーサルデザインとする
- ・障害児通園部分の独立性は確保
- ・多世代が気軽に交流できるスペースを確保
- ・災害に強い施設とする（福祉避難所の機能も包含）
- ・環境に配慮した施設とする（省エネルギー、再生可能エネルギー、周辺緑地の確保、屋上緑化等）
- ・機能性重視の施設とする（デザイン重視に偏らない、柔軟な使い方を確保、ランニングコスト軽減の工夫）
- ・高齢化に伴う利用拡大、サンアビの利用の振り替え、FM 観点の他機能集約、庁舎移転による利用拡大を見据え、施設を配置する
- ・敷地面積に限りがあるため、1 階には最低限必要な施設を配置する（1F：管理室、障害児総合通園センター、福祉避難所の役割を果たせる施設）
- ・老人福祉センターとして法令上必須の施設を確保する（所長室、事務室、生活・健康相談室、診察室、図書室、会議室、教養娯楽室、集会運動室、訓練室他）
- ・障害児総合通園施設として法令上必須の施設を確保する（指導訓練室、遊戯室、医務室、相談室、調理室、便所、屋外遊技場、静養室、医療法に規定する診療所）

## ■基本的機能と対応する施設

基本的機能	施設
総合相談	地域包括支援センター など
情報提供・発信	介護用品の情報、図書・資料等が閲覧できるコーナー
健康増進、機能回復・維持	体育館、訓練室、医務室 など
交流・集会、人材育成	集会室、研修室、教養娯楽室 など
権利擁護	権利擁護センター
障害児の発達支援、相談支援、情報提供	障害児総合通園施設
市民活動推進	市民活動サポートセンター・ボランティアセンター など
防災拠点	災害ボランティアセンター、備蓄物資倉庫 など
地域福祉推進	社会福祉協議会

## ■施設の建設場所

- 建設場所を決める際の重要ポイント
  - ① 工事期間中、現在の建物・駐車場の継続利用が容易か
  - ② 新施設建設後の残地の有効活用が容易か
  - ③ 工事期間中の利用者安全確保、工事車両動線、工事関係事務所・資材置き場の確保が容易か
- 右図候補地別の検証
  - 候補地 A：①②③ともクリア可  
（敷地内の端であり残地有効活用可。工事期間中の館継続利用も可）
  - 候補地 B：①②クリア不可  
（駐車場一部、屋外コート、別館一部を取壊す必要あり。敷地中央であり残地有効活用困難）
  - 候補地 C：①③クリア不可  
（分館と駐車場の大部分を取壊す必要あり。工事場所が本館前面、工事車両動線が障害児通園施設前面であり安全確保困難）



「A」が新施設建設位置として最適

（工事期間中、緑地や公園等の公共的空間が減るため、敷地内の現資源一部活用や他の方法で確保する検討が必要）

## ■今後の予定

- 平成 26 年度～ 基本・実施設計
- 平成 27～28 年度 建設工事
- 平成 28 年度中 竣工